

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例	七
○福島県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例	八
○天鏡閣条例の一部を改正する条例	八
○福島県緑資源機構旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	八
○福島空港条例の一部を改正する条例	九
○福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	九
○福島県児童相談所条例の一部を改正する条例	七

## 条 例

福島県条例の一部を改正する条例、福島県特別措置条例の一部を改正する条例、福島県児童相談所条例の一部を改正する条例、福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例、福島県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例、天鏡閣条例の一部を改正する条例、福島県緑資源機構旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例及び福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県条例第五十六号

#### 福島県条例の一部を改正する条例

福島県条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号の四中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の第二項」に改める。

第二十三条第五項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等

に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第二十五条中「寄附金控除額」を削る。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

#### (寄附金税額控除)

第二十六条の三 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百十三条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在において県内に有するものに限り)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(当該納税義務者に係る賦課期日現在において県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限り)で、施行令第七条の十七各号に掲げるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の百分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

一 当該納税義務者が第二十六条第二項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る法第三十七条第一号イに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十

千八百万円を超える金額	百分の五十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の六十七
六百万円を超え九百万円以下の金額	百分の五十七

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときは、当該納税義務者が第二十六条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき、百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

エ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第二十七条中「前二条」を「前三条」に改める。  
 第三十一条の二第二項ただし書中「又は第三項」を「又は第四項」に、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「若しくは第二十六条の三の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第二項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第九項」を「同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第三十八条第一項の表第一号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二十九条の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

第三十八条の九第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 公益社団法人又は公益財団法人

二 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

第三十八条の二十三中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）」を加える。

第三十八条の二十四第一項中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加え、「納付書」を「納入書」に改める。

第三十八条の三十第二項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第三十九条第一項第一号イ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二十九条の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第三十九条の七第一項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改める。

第三十九条の十一第一項第六号から第八号までの規定中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第三十九条の三十四第一項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

第四十条の三第九項中「農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項若しくは第十八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け」に改める。

第四十条の十三第四項中「第三十九条の三の二」を「第三十九条の三の二」に改める。

第四十条の十六の八中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「次条第一項」を「第四十条の十六の十第一項」に改める。

第四十条の十九第一項第二号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第四十一条の二第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

附則第三条の二第二項第二号中「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五」に改め、同項第三号中「第三百十四條の七」を「から第三百十四條の八まで」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に改める。

附則第三条の三の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第三条の四 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第九項ま

での規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第三条の二の三第一項に規定するところにより、これに同法第四十条第三項に規定する財産(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第四条第三項中「附則第四条の二第一項」を「附則第四条第五項及び第六項」に、「同項」を「附則第十五条第一項」に改める。

附則第四条の二第三項中「附則第四条の二第一項」を「附則第四条の二第四項及び第五項」に改める。

附則第五条第二項中「における」の下に「第二十七条及び」を加え、「同条中「前条まで」とあるのは、」を「第二十七条中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第五条第一項」と、第二十七条の二中「前条まで」とあるのは「」に改める。

附則第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

#### 第五条の二及び第五条の三 削除

附則第五条の四第一項第二号イ中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。))附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第二十五条第二項」に、「同法第三十七条の十一第一項」を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号ウ中「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同条第二項中「における」の下に「第二十七条及び」を加え、「同条中「前条まで」とあるのは、」を「第二十七条中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第五条の四第一項」と、第二十七条の二中「前条まで」とあるのは「」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第五条の五** 第二十六条の三の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第二十六条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十三条の二第一項、附則第十四条第一項、附則第十五条第一項、附則第十八条第一項、附則第十九条第一項又は附則第二十条の三第一項の規定の適用を受けるときは、第二十六条の三第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、法附則第五条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第二十六条及び第二十六条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

附則第六条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免稅対象飼育牛である場合」を「免稅対象飼育牛(次項において「免稅対象飼育牛」という。))である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。)」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「又は免稅対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数が二千頭を超える場合の当該超える部分の免稅対象飼育牛が含まれている」に、「及び前条第一項」を、「附則第五条の四第一項及び前条」に改め、同項第二号中「及び前条第一項」を、「附則第五条の四第一項及び前条」に改める。

附則第八条の二を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

**第八条の二** 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。))による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。))についての第三十九条の七の規定の適用については、同条第一項第一号ウの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ウ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」とする。

附則第八条の二の次に次の一条を加える。

(地方法人特別税の賦課徴収)

**第八条の二の二** 地方法人特別税の賦課徴収は、法人の事業税の賦課徴収の例により、法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。

附則第八条の八第二項中「附則第六条の十七第四項」を「附則第六条の十七第二項」に改める。

附則第九条に次の三項を加える。

**14** 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第五条第一項に規定する協議会の構成員(公益社団法人又は公益財団法人に限る。))が、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法第三百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第四百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で施行令附則第七条第三十三項に規定する

もの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に關する法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

15 長期優良住宅の普及の促進に關する法律（平成二十年法律第 号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十二年三月三十一日までにした場合における第四十条の三第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に關する法律（平成二十年法律第 号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

16 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第七条第三十四項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第十三条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第二十六條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に對し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第三十三條の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について法第三十二条第一項及び第二項並びに第二十六條の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合の同項の規定の適用については、法附則第三十三條の二第三項及び第四項に規定するところによる。

附則第十九條第一項中「及び附則第十九條の二の第二項」を削る。

附則第十九條の二第二項中「並びに次条第一項」を削り、同条第二項中「特定管理口座」を「特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第一項に規定する振替口座簿（次条第一項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改め、「次条第一項」を削る。

附則第十九條の二の二を削る。

附則第十九條の三第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「委託がされている」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第二項中「信用取引（金融商品取引法第一百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。）又は発行日取引（所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて施行規則附則第十五條の三に規定する取引をいう。）」を「租税特別措置法第三十七條の十一の三第二項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改め、「基つき」の下に「同条第二項に規定する」を加える。

附則第十九條の四を次のように改める。

第十九條の四 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七條の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、施行令附則第十八條の四の二第一項に規定するところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四條第一項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五條の二の五第二項から第六項までに規定するところによる。

附則第十九條の五の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第二項中「附則第三十五條の二の六第二項から第六項」を「附則第三十五條の二の六第六項から第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「附則第三十五條の二の六第四項」を「附則第三十五條の二の六第八項」に、「附則第十八條の五第一項」を「附則第十八條の五第四項」に、「を限度」を「及び附則第十三條の二第一項に規定する上場株式等に係る配当取得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に關する事

項を記載した法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第十九条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第十三条の二第一項に規定する上場株式会社等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式会社等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の二の六第二項から第四項までに規定するところによる。

附則第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二 削除

附則に次の一条を加える。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）

第二十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項（整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第三百一十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、それぞれ公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十三条第四項及び第三十八条の九第一項第一号の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、それぞれ公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十九条第一項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないものについては、それぞれ公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第四十条の十六の八及び第四十条の十九第一項第二号並びに附則第九条第十四項の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十三条第五項並びに第三十八条第一項及び第二項第三号の規定を適用する。

5 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の法人税法別表第二号の指定を受けている外国法人（以下この条において「外国公益法人等」という。）については、

平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十三条第五項並びに第三十八条第一項及び第二項第三号の規定を適用する。

6 整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定を適用する。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条の三の改正規定、附則第八条の二の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定 平成二十年十月一日

二 第二十三条、第三十八条、第三十八条の九及び第三十九条の改正規定、第四十条の十六の八の改正規定（「次条第一項」を「第四十条の十六の十第一項」に改める部分を除く。）、第四十条の十九及び第四十一条の二の改正規定、附則第九条に三項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）及び附則に一条を加える改正規定並びに附則第三条第二項の規定 平成二十年十二月一日

三 第九条及び第三十八条の三十の改正規定、附則第五条の二、第五条の三及び第二十条の二の改正規定並びに附則第二条第一項から第三項までの規定 平成二十一年一月一日

四 第二十五条の改正規定、第二十六条の二の次に一条を加える改正規定、第二十七条の改正規定、第三十一条の二第一項及び第二項の改正規定（「又は第三項」を「又は第四項」に改める部分を除く。）、附則第三条の二第二項の改正規定、附則第三条の三の次に一条を加える改正規定、附則第五条及び第五条の四第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、附則第六条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、附則第十九条の二第二項の改正規定（「次条第一項」を削る部分を除く。）、附則第十九条の三第一項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。）並びに附則第二条第四項から第六項までの規定 平成二十一年四月一日

五 第三十八条の二十三の改正規定、第三十八条の二十四の改正規定（「国外特定配当等」の下に「又は上場株式会社等の配当等」を加える部分に限る。）、附則第六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「が含まれている」を「又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第十三条の次に一条を加える改正規定、附則第十九条の四及び第十九条の五の改正規定並びに附則第二条第七項から第十項までの規定 平成二十二年一月一日

- 六 附則第五条の四第一項、第十九条及び第十九条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「次条第一項」を削る部分に限る。）、附則第十九条の二の二を削る改正規定、附則第十九条の三第二項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分を除く。）及び同条第二項の改正規定並びに附則第二条第十項及び第十二項の規定 平成二十二年四月一日
- 七 第三十九条の三十四の改正規定 統計法（平成十九年法律第五十三号） 附則第一条本文の政令で定める日
- 八 附則第九条に三項を加える改正規定（同条第十四項に係る部分に限る。）及び附則第三条第三項の規定 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の施行の日
- 九 附則第九条に三項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分に限る。） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日  
（個人の県民税に関する経過措置）
- 第二条 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき改正前の福島県税条例（以下「旧条例」という。） 附則第五条の三に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。） 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。） 第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号） 第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。） 第三十八条の二十の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。
- 3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例第三十八条の三十第一項に規定する対象譲渡等に係る新条例第三十八条の二十七及び第三十八条の三十第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。
- 4 新条例第二十六条の三及び附則第五条の五の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新条例第二十六条の三第一項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 5 新条例附則第三条の四の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十二年十二月一日以後にされる場合について適用する。
- 6 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新条例附則第五条の五の規定の適用については、同条中「附則第十三条の二第一項、附則第十四条第一項」とあるのは「附則第十四条第一項」とする。
- 7 新条例附則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 8 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- 一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額
- 二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 一万二千円
- イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額
- 9 新条例附則第十九条の四の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- 10 新条例附則第十九条の五の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る旧条例附則第十九条の五第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 11 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧条例附則第十九条の二の二第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 12 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十九条第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十二号） 附則第三条第十三項に規定するところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第十九条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- 一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（改正法附則第三条第二十三項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十

五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 六万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

(不動産取得税に関する経過措置)

**第三条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に定める日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第八号に定める日から平成二十年十一月三十日までの間における新条例附則第九条第十四項の規定の適用については、同項中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「民法第三十四条の法人」とする。

(税 務 課)

**福島県条例第五十七号**

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

第九条の四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(税 務 課)

**福島県条例第五十八号**

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例

福島県児童相談所条例(昭和三十九年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改

正する。

別表福島県中児童相談所の項中「郡山市麓山一丁目一番一号」の下に「(一部にあつては同市大槻町字西ノ宮西六番地の二)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(児童家庭課)

**福島県条例第五十九号**

福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例

福島県温泉法施行条例(平成十二年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中十の項を十七の項とし、九の項を十六の項とし、八の項を十五の項とし、七の項を十四の項とし、同項の前に次のように加える。

八 法第十一条第二項において準用する法第七条の第二項の規定に基づくゆう出路の増掘の許可を受けた当該増掘のための施設の位置等又は増掘の方法の変更の許可の申請者	ゆう出路増掘許可施設の位置等又は増掘方法変更許可申請手数料	一件につき二万四千元
九 法第十四条の二第一項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請者	温泉採取許可申請手数料	一件につき三万五千元
十 法第十四条の三第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認を受けようとする者	温泉採取許可法人の合併又は分割承認申請手数料	一件につき七千四百円
十一 法第十四条の四第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請者	温泉採取許可者の相続人の事業継続承認申請手数料	一件につき七千四百円

十二 法第十四条の五第一項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けようとする者

可燃性天然ガス濃度確認申請手数料  
一件につき七千四百円

十三 法第十四条の七第一項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた当該採取のための施設の位置等又は採取の方法の変更の許可の申請者

温泉採取許可施設の位置等又は採取方法変更許可申請手数料  
一件につき二万四千円

第一条第一項の表六の項中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同表七の項とし、同表五の項中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同表六の項とし、同表四の項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四 法第七条の二第一項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた当該掘削のための施設の位置等又は掘削の方法の変更の許可の申請者	土地掘削許可施設の位置等又は掘削方法変更許可申請手数料	一件につき二万四千円
---	-----------------------------	------------

第二条第一号中「第五条第二項（法第十一条第二項）の下に「及び第三項」を加え、「第六条第一項（法第十一条第二項）において準用する場合を含む。」を削り、「第七条第一項（法第十一条第二項）の下に「及び第三項」を加え、「及び第十一条第一項」を、「第七条の二第二項（法第十一条第二項）において準用する場合を含む。」、第十一条第一項、第十四条の二第二項、第十四条の四第一項及び第十四条の七第一項」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十一条第二項」の下に「及び第三項」を、「含む。」の下に「、第十四条の六第二項及び第十四条の八第一項」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 法第六条第一項（法第十一条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第十四条の三第一項の規定による承認に係る申請の受理及び知事への送付
- 三 法第十四条の五第一項の規定による確認に係る申請の受理及び知事への送付

附則

- 1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次項から第四項までの規定は、同年八月一日から施行する。
- 2 温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十一号）附則第六条の規定による確認を受けようとする者から、手数料を徴収する。

- 3 前項の手数料の額は、七千四百円とする。
- 4 改正後の福島県温泉法施行条例第一条第三項及び第四項並びに第三条の規定は、附則第二項の規定により手数料を徴収する場合について準用する。  
(薬務課)

福島県条例第六十号

福島県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

福島県企業立地資金貸付基金条例（昭和五十七年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「十年」を「十五年」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業立地資金貸付基金条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。
- 2 改正後の条例第四条第一項第二号の規定は、平成二十年四月一日以後福島県企業立地資金貸付基金（以下「基金」という。）に属する現金を改正後の条例第三条に規定する金融機関（以下単に「金融機関」という。）に貸し付ける場合における貸付期間について適用し、同日前に基金に属する現金を金融機関に貸し付けた場合における貸付期間については、なお従前の例による。  
(企業立地課)

福島県条例第六十一号

天鏡閣条例の一部を改正する条例

天鏡閣条例（昭和五十七年福島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 天鏡閣の本閣の入館に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。

第六条を次のように改める。

(利用料金)

第六条 天鏡閣の本閣に入館しようとする者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

第七条の見出しを「(利用料金の免除)」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「入館料」を「利用料金」に改める。

第八条の見出しを「(利用料金不返還の原則)」に改め、同条中「既納の入館料」を「既に納めた利用料金」に改め、「事情により」の下に「天鏡閣の本閣に」を加える。別表中「入館料」を「利用料金」に改める。



附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(観光交流課)

福島県条例第六十二号

福島県緑資源機構旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県緑資源機構旧公団事業負担金徴収条例(昭和五十三年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例

第一条中「独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号) 附則第八條第一項」を「独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号) 附則第十二條第一項」に、「独立行政法人緑資源機構が福島県において行う」を「独立行政法人森林総合研究所が行う独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)以下「廃止法」という。による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号) 附則第八條第一項に規定する業務(廃止法の施行前に独立行政法人緑資源機構が行った)に改め、「旧公団事業」という。」の下に「に係る負担金に係るものに限る。」を加える。

第二条中「県は、」の下に「独立行政法人森林総合研究所法附則第十二條第三項の規定によりなお効力を有することとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法附則第十九條第二項の規定によりなお効力を有することとされる」を加え、「独立行政法人緑資源機構法施行規則(平成十五年農林水産省令第一号) 附則第二條」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令(平成二十年農林水産省令第二十二号) 第九條」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(農村振興課)

福島県条例第六十三号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例(平成四年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
第十八條中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又は同法第二百二十四條に規定する専修学校が、当該学校又は専修学校の教育課程の一部として行う航空機の操縦の訓練のため着陸し、又は離陸するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(港湾課空港施設室)

福島県条例第六十四号

福島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

福島県監査委員に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「監査に」を「監査等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる意見は、当該各号に定める期間内に知事に提出しなければならぬ。

- 一 法第二百三十三條第三項又は地方公営企業法第三十條第四項の規定による決算についての意見 当該決算が審査に付された日から四十日以内
- 二 法第二百四十一條第五項の規定による特定の目的のために定額の資金を運用するための基金に関する運用の状況を示す書類についての意見 当該基金に関する運用の状況を示す書類が審査に付された日から四十日以内
- 三 法第二百四十三條の二第八項後段(地方公営企業法第三十四條で準用する場合を含む。)の意見 当該意見を求められた日から三十日以内
- 四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)次号において「財政健全化法」という。(第三条第一項の規定による健全化判断比率についての意見 当該健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が審査に付された日から四十日以内
- 五 財政健全化法第二十二條第一項の規定による資金不足比率についての意見 当該資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が審査に付された日から四十日以内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(監査総務課)